



家庭ごみと出し方が違います！

ごみの種類と処理の流れ

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、**事業活動に伴って生じたごみ（事業系廃棄物）**は、**事業者自らの責任**において適正に処理しなければなりません。

- 事業系廃棄物は産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます。これらを適正に処理するためには排出事業者が分別して排出しなければならず、また、再生可能なものについてはリサイクルをお願いします。

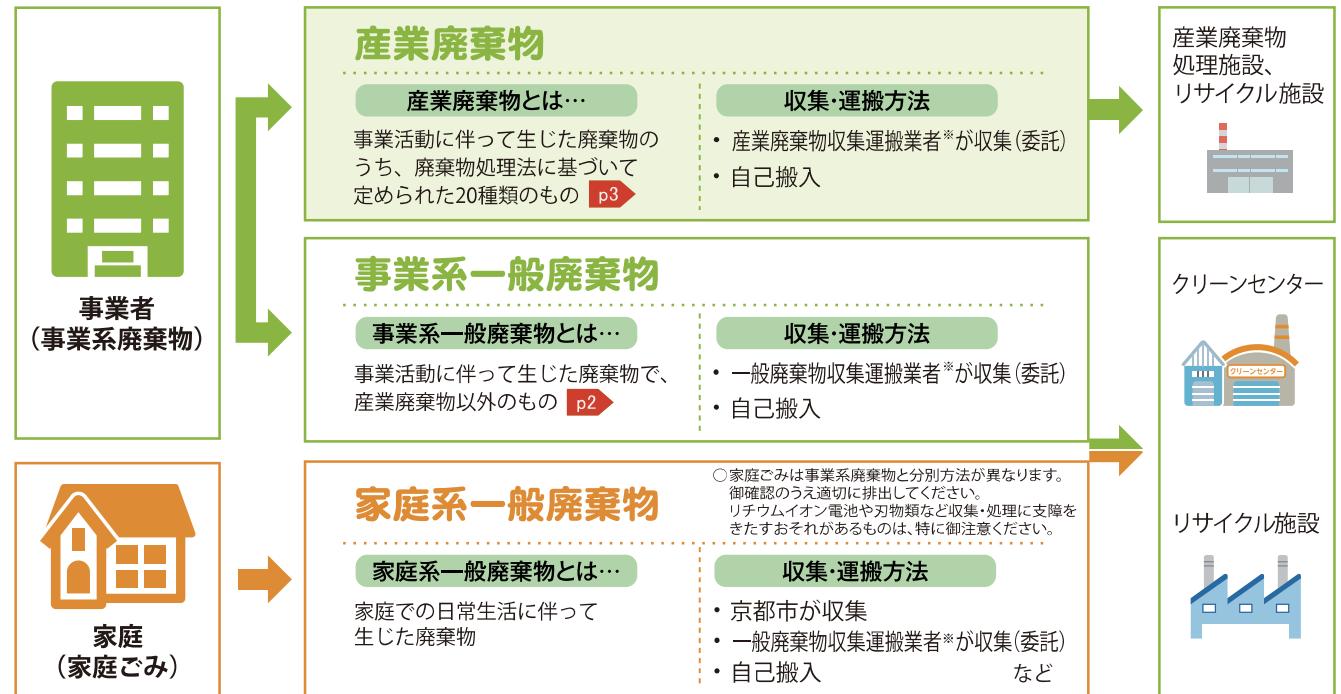
- 事業系廃棄物は家庭ごみとして排出することはできません。

許可を受けた収集運搬業者に処理を委託するか、**廃棄物の種類に応じてクリーンセンター、産業廃棄物処理施設又はリサイクル施設**に**自己搬入**してください。[p4・5](#)



Contents

- P1 ごみの種類と処理の流れ
- P2-3 分別表
- P4 分別排出の方法
- P5 ごみ処理の委託契約の流れ
- P6 事業者の皆様に知っていたいただきたいこと
- P7 事業系廃棄物の分類早見表
- P8 よくある質問



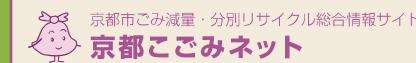
分別表

事業所で出る主なごみは
以下のとおり分類されます。

2

- 事業系一般廃棄物について
 - ・一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託してください。
 - ・廃棄物の種類に応じてクリーンセンター又はリサイクル施設に自己搬入することもできます。
- 産業廃棄物について
 - ・産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。
 - ・廃棄物の種類に応じて産業廃棄物処理施設又はリサイクル施設に自己搬入することもできます。（クリーンセンターに搬入することはできません。）

- 下表の★印について
限定された業種から排出される廃棄物のみ「産業廃棄物」となります。
- 下表の※印の資料については、「京都ごみネット」からダウンロードできます。



ダウンロードは
←こちら

区分

具体例

排出方法

事業系一般廃棄物

★リサイクルできない紙類

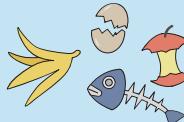
汚れのついた紙など



一般廃棄物収集運搬業者に委託

★厨芥類

食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くずなど



○一般廃棄物収集運搬業者に委託

○厨芥類、木くずは、可能な限りリサイクルをお願いします。

○リサイクルについては委託されている一般廃棄物収集運搬業者に御相談ください。

また、木くずは「せん定枝・刈草等のリサイクルBOOK」*に掲載されているリサイクル施設に御相談ください。

★木くず

木製品、せん定枝など



★古布

不要になった衣類など



○一般廃棄物収集運搬業者に委託することができますが、できる限りリサイクルしましょう。

○リサイクルについては委託されている一般廃棄物収集運搬業者に御相談ください。

★新聞

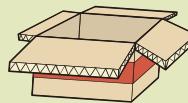


○一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託

○機密書類について、まずは取引されている方等に御相談ください。
「機密書類に対応できる事業者一覧」*に記載されている事業者に依頼することもできます。

○リサイクル可能な紙類は、委託業者に確認又は「雑がみ図鑑」*を見て確認してください。

★ダンボール



★雑がみ

雑誌、OA用紙、シュレッダーくず、
機密書類、メモ用紙、封筒、紙袋、ボール紙、
空き箱、パンフレット、カタログなど



産業廃棄物

品目

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 ゴムくず
- 8 金属くず
- 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 10 鉛さい
- 11 がれき類
- 12 ばいじん
- 13★紙くず
- 14★木くず
- 15★繊維くず
- 16★動植物性残さ
- 17★動物系固形不要物
- 18★動物のふん尿
- 19★動物の死体
- 20 政令第13号廃棄物

缶

飲料用の缶など



びん

飲料用のびんなど



ペットボトル

飲料用などのペットボトル



プラスチック類

弁当・カップ類、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など



金属類

刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類などその他金属製のもの(事業所の机、椅子、ロッカーなど)



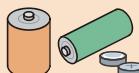
ガラス陶磁器類

コップなどのガラス類、陶器類など



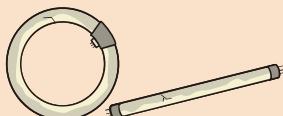
電池類

乾電池、充電池など



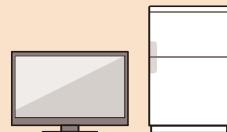
水銀使用製品

蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池など



家電リサイクル法対象製品

エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機



その他混合物

家電リサイクル法対象製品以外の家電製品、パソコンなど



○産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託

○缶やびんなどは、リサイクルが可能なので分別し、リサイクルしましょう。

○産業廃棄物処理業者に委託

○プラスチック類や金属類など、可能な限りリサイクルをお願いします。

「水銀使用製品産業廃棄物(水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの)」を取り扱っている産業廃棄物処理業者に委託

産業廃棄物処理業者に委託又は、販売店やメーカーに問合せ

産業廃棄物処理業者に委託

分別排出の方法

分別回収箱の配置例やごみの保管方法などを紹介します。

4



POINT1 ごみの種類ごとに回収ルートを確保

- 収集運搬業者に委託する場合は、ごみの種類ごとに委託契約を締結します。 p5



POINT2 廃棄物保管場所の整備

- 分別した事業系廃棄物は、種類ごとに保管します。
- 保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。
- 飛散、流出、悪臭の発散が生じないよう、必要に応じて容器等を使用するとともに、ネズミの生息や蚊、ハエ等の発生を防ぎましょう。
- 産業廃棄物の保管場所には、右のような掲示板を設置してください。



POINT3 業者収集の燃やすごみは、透明袋を使用*

- 袋の中のものが判別できる程度の透明で、90リットルまでの丈夫な袋をお使いください。
- 透明袋は無色透明又は白色透明に限ります。
有色袋や紙袋(米袋など)、ダンボール箱は使用できません。



*産業廃棄物の排出時に使用する袋については、収集運搬を委託している収集運搬業者に御相談ください。

POINT4 分別回収箱等の配置

- ごみの発生する場所・種類・量を把握し、種類等に応じて事業所に合った分別回収箱を配置しましょう。分別表示はホームページからダウンロードできます。 p6
- その他、家電や大型のごみなど、普段出ないごみの取り扱いについては収集運搬業者と相談しましょう。

分別回収箱等の配置例

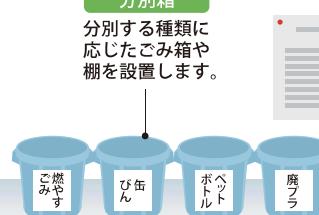
リサイクル可能な紙類

リサイクル可能な紙類は種類ごとに分別します。



分別箱

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。



分別表
分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。

p2-3

クリーンセンターでの搬入物検査

事業所などから排出され、クリーンセンターに搬入されたごみの検査を実施しています。市職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみなど不適物が混入していた場合は、排出した事業者に分別の徹底等、適正処理について指導を行っています。産業廃棄物を一般廃棄物として処理することは違法行為に当たります。また、リサイクル可能な紙ごみを搬入する行為は条例違反に当たります。分別を徹底し、クリーンセンターに不適物を搬入しないようにしてください。



ごみ処理の委託契約の流れ

ごみの収集運搬業者や処分業者との契約方法や注意点などを説明します。

ごみの種類と量を把握

収集運搬業者を選定 (産業廃棄物は処分業者も選定)

事業系廃棄物の種類と量を確認します。

- 京都市（京都市情報館）や京都府のホームページなどを参考にして収集運搬業の許可を持った業者を選びます。
- 事業系一般廃棄物については、京都環境事業協同組合に、産業廃棄物については、（公社）京都府産業資源循環協会、（一社）京都府産業廃棄物3R支援センターに相談します。[p8](#)

次の3点を伝えます。

- 事業系廃棄物の種類、量
- 事業所所在地
- 事業内容

収集運搬業者と相談 (産業廃棄物は処分業者とも相談)

収集運搬業者と委託契約を締結 (産業廃棄物は処分業者とも委託契約を締結)

産業廃棄物の委託時の注意

必ず書面により契約

産業廃棄物の収集・運搬や処分を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた業者と書面により契約する必要があります。

委託業者の許可証を確認

収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しを受け取り、適正な処理が可能かどうか廃棄物の種類ごとに確認してください。

2者の間で契約

事業者と収集運搬業者、処分業者の3者で契約することは適切ではありません。必ず、事業者と収集運搬業者、事業者と処分業者の2者の間で契約しましょう。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約で問題ありません。

マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付する必要があります。マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストの2種類があり、どちらを使う場合も、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記入します。

電子マニフェスト

電子マニフェストは、事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークで、産業廃棄物の処理状況等を報告・管理する仕組みです。電子マニフェストを利用する場合、事業者、収集運搬業者、処分業者の3者とも情報処理センターに加入する必要があります。

詳しい内容や利用方法は、JWNETのホームページを御覧ください。[p8](#)

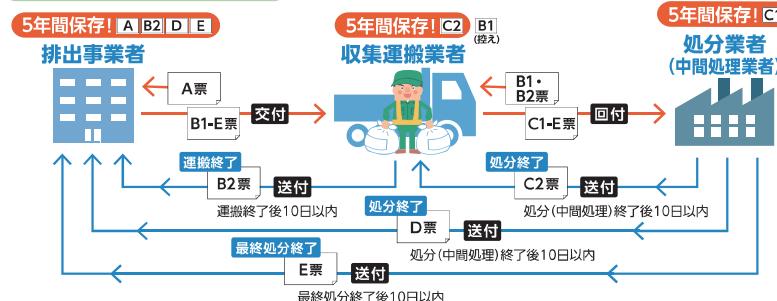
((電子マニフェストの運用))



紙マニフェスト

紙マニフェストは、A票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票の7枚複写の伝票になっており、事業者は、必要事項を記入し、産業廃棄物を処理業者に引き渡すと同時にその伝票を交付する必要があります。

紙マニフェストの流れ



※マニフェストの返送がない場合は、京都市長への報告が必要です。

産業廃棄物について分かりやすく説明した動画
「いち、に、さんぱい！」もぜひ見てください!!

URL:<https://youtu.be/X0Ouyi1owG>



事業者の皆様に知っていただきたいこと

事業者の皆様に知っていただきたい情報や使用いただけるツールを紹介します。

6



事業系一般廃棄物のごみの搬入手数料

事業者の皆様が、一般廃棄物収集運搬業者に支払われている「ごみ処理料金」には、一般廃棄物収集運搬業者の「収集運搬料金」だけでなく、京都市がごみを処理（焼却～埋立）するための「ごみ搬入手数料」が含まれています。この「ごみ搬入手数料」は、一般廃棄物収集運搬業者を通して間接的に京都市に支払われています。

$$\text{ごみ処理料金} = \text{収集運搬料金} + \text{ごみ搬入手数料}$$



事業所で使える分別ツール

分別に役立つごみ減量・分別ツールをホームページからダウンロードできます。



- 1 初心者にも分かりやすく処理方法を解説
廃棄物の適正処理ガイドブック



- 2 リサイクル可能な紙類を分かりやすく紹介
雑がみ図鑑



- 3 ごみ箱などの分別表示に活用
ごみの分別表示



ダウンロードは
←こちら

京都ごみネット
京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト



- 4 市内の資源化施設を紹介
せん定枝・刈草のリサイクルBOOK



京都市の唯一の最終処分場であるエコランド音羽の杜をより長く使用していくためにも、引き続き、ごみ量削減に御協力をお願いいたします。



京都市のごみ処理費用

市民、事業者の皆様の御協力により、家庭ごみと事業系一般廃棄物を合わせた京都市のごみの量はピーク時から約53%削減が進みました。一方、ごみの処理費用については、この間、京都市でもコスト削減に努めてきましたが、年間200億円を超える費用を要しています。このうち事業系一般廃棄物では、100kgあたり約2,000円の処理費用がかかっています。

公費負担	ごみ処理費用 (100kgあたり) 約2,000円
ごみ搬入手数料	

事業系一般廃棄物の処理費用と排出事業者責任

本来、事業系一般廃棄物の処理費用は、排出事業者責任の下、排出事業者の皆様にごみ搬入手数料として御負担いただくべきものですが、現在お支払いいただいているごみ搬入手数料とは乖離があり、その差額を公費で負担している状況です。

事業系廃棄物の分類早見表

一廃 事業系一般廃棄物 産廃 産業廃棄物 リサ リサイクル

*事業系一般廃棄物のうち紙ごみに関しては、リサイクル可能な紙類について分別が義務付けられています。

*「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載

*「水銀使用製品産業廃棄物」は「水銀廃棄物」と記載

名 称	分類	産廃品目	備 考
あ き 空き缶	産廃 リサ	金属くず	
空きびん	産廃 リサ	ガラスくず	
アクリル板	産廃	廃プラ	
アルミサッパン	産廃	金属くず	
衣装ケース	産廃	廃プラ	
一斗缶	産廃	金属くず	
椅子	産廃	廃プラ 金属くず	木製であれば、一廃 (ただし、木製品製造業等は産廃)
衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
うちわ（骨が（）製）	産廃	廃プラ	紙部分を分離した排出が望ましい。
エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3
LED照明	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
OA用紙	リサ		
か か 化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切ること
カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
紙くず	リサ		
花びん	産廃	ガラスくず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙袋	一廃 リサ		内側が（）加工であれば、リサイクル不可。紙（一廃）と（）（産廃）の割合が多い方の分類で処理
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
紙箱	リサ		
紙パック	リサ		
紙やすり	一廃		
瓦	産廃	陶磁器くず	
乾燥剤シリカゲル	産廃	汚泥	粒状は一廃
記録メディア（CD、DVD等）	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物
靴	一廃		化学繊維製であれば廃（）（産廃）
クリアファイル	産廃	廃プラ	

さ さ 蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくす	水銀廃棄物
結束バンド	産廃	廃（）	
小型家電製品（電話、プリンター等）	産廃	廃（） 金属くず ガラスくす	
ゴム製品	産廃	ゴムくず 廃（）	天然ゴム製はゴムくず、合成ゴム製は廃（）
雜がみ	リサ		
シールの台紙	一廃		
磁気カード	産廃	廃（）	材質によっては一廃
自転車	産廃	廃（） 金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃（）	シャープペンシルの芯は一廃
充電器	産廃	廃（） 金属くず	
シュレッダーくず	リサ		
消火器	産廃	廃（） 金属くず	リサイクルシステムあり
新聞・雑誌	リサ		
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
ストーブ	産廃	廃（） 金属くず	
ストロー	産廃	廃（）	
スポンジ	産廃	廃（）	
炭（未使用）	一廃		
スリッパ	産廃	廃（）	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃（） 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3
せん定枝・刈草（枝葉・竹）	一廃 リサ		
た た 体温計	産廃	金属くず ガラスくす	水銀体温計は水銀廃棄物
体温計（デジタル）	産廃	廃（） 金属くず	
台車	産廃	廃（） 金属くず	
タイヤ	産廃	廃（）	タイヤのホイールは金属くず
たばこ（吸い殻）	一廃		
ダンボール	リサ		
机	産廃	廃（） 金属くず	木製であれば、一廃 (ただし、木製品製造業等は産廃)
電気コード	産廃	廃（） 金属くず	
電球	産廃	金属くず ガラスくす	
電池	産廃	汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料	産廃	廃（） 金属くず ガラスくす	固形は廃（）、 水性・液状は廃酸又は廃アルカリ・廃（）、 油性・液状は廃油・廃（）
テレビ	産廃	廃（） 金属くず ガラスくす	家庭用は家電リサイクル法対象 p3

な な 長靴	産廃	廃（）	
生ごみ（厨芥類）	一廃 リサ		食料品製造業等は産廃
南京錠	産廃	金属くず	
ネット	産廃	廃（）	
粘着テープ	一廃		化学繊維製であれば廃（）（産廃）
灰	産廃	燃えがら	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃（） 金属くず	リサイクルシステムあり
バッテリー	産廃	廃（） アルカリ 廃（） 金属くず	一部水銀廃棄物
発泡スチロール	産廃	廃（）	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット	産廃	木くず 廃（）	木製は木くず、プラスチック製は廃（）
ハンガー	産廃	廃（） 金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃（）	
ビニールホース	産廃	廃（）	
フィルム	産廃	廃（）	
古布（衣類、毛布、布団等）	一廃 リサ		化学繊維製であれば廃（）（産廃）
ペットボトル	産廃 リサ	廃（）	
ヘルメット	産廃	廃（）	
弁当の容器	産廃	廃（）	
ポイントカード	産廃	廃（）	材質によっては一廃
包装紙	一廃 リサ		内側が（）加工であれば、リサイクル不可。 紙（一廃）と（）（産廃）の割合 が多い方の分類で処理
ボールペン	産廃	廃（）	
ホッチキス	産廃	廃（） 金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃（）	
保冷剤	産廃	廃（）	
マウスパッド	産廃	廃（）	
巻尺	産廃	廃（）	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		
メディアケース（CD、DVD等）	産廃	廃（）	
モップ	産廃	廃（）	柄の材質によっては混合物
や ら ライター	産廃	廃（） 金属くず	中のガスは使い切ること
ラップ類	産廃	廃（）	
レインコート	産廃	廃（）	
レジスター	産廃	廃（） 金属くず	
レジ袋	産廃	廃（）	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
割り箸	一廃		
冷蔵（凍）庫	産廃	廃（） 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 p3

よくある質問



Q1 事業活動とは？

A1 商店、会社、飲食店、宿泊施設、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行うすべての活動が含まれます。

Q3 事業所で不要になったプラスチックについて、家庭との分別方法の違いは何ですか？

A3 家庭の場合、プラスチック類は一般廃棄物に該当するため、各市町村が定める処理計画に従い、資源ごみや燃やすごみとして分別されます。※

一方、事業所の場合は、全てのプラスチック類が産業廃棄物に該当するため、燃やすごみ（事業系一般廃棄物）ではなく、産業廃棄物として分別してください。

※京都市では、令和5年4月から家庭から排出されるプラスチック製品について、資源物として分別回収を実施します。



Q4 事業所で働く人が昼食時に買ったお菓子の袋や弁当のプラスチック容器は、どう分別するの？

A4 事業所から排出されるプラスチック類は、産業廃棄物として処理してください。p3

Q5 住居と店舗が同じ建物の場合はどう処理するの？

A5 住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません。住居と店舗が同じ建物の場合でも、住居での生活に伴って生じたごみは家庭ごみ、店舗での事業活動に伴って生じたごみは事業系廃棄物として別々に処理してください。



Q6 事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出しても良い？

A6 事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役又は1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられます。



お問合せ

一般廃棄物収集運搬業者の紹介

京都環境事業協同組合

TEL:075-691-5516

〒601-8317

京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

<http://www.k-kankyou.ne.jp/>



事業系一般廃棄物についての相談

京都市環境政策局循環型社会推進部

資源循環推進課

TEL:075-222-3946

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

産業廃棄物処理業者の紹介

(公社) 京都府産業資源循環協会

TEL:075-694-3402

〒601-8027

京都市南区東九条中御霊町 53-4

Johnsonビル 2F

<http://www.kyoto-sanpai.or.jp/>



産業廃棄物についての相談

京都市環境政策局循環型社会推進部

廃棄物指導課

TEL:075-222-3957

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

リサイクル業者の紹介

(一社) 京都府産業廃棄物3R支援センター

TEL:075-352-0530

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町

78番地 京都経済センター4F

<http://www.kyoto-3rbiz.org/>



事業用大規模建築物減量計画書届出等の相談

北、上京、左京、中京、右京の各区

京都市環境政策局

北部環境共生センター

TEL:075-701-9800

〒606-8511

京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

左京区総合庁舎2F

東山、山科、下京、南、西京、伏見の各区

京都市環境政策局

南部環境共生センター

TEL:075-671-0511

〒601-8444

京都市南区西九条森本町62-1

電子マニフェストJWNETについての相談

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

TEL:0800-800-9023

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地

麹町スクエア7F

<https://www.jwnet.or.jp/index.html>

